四　当該店舗において、要指導医薬品又は一般用医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師及び登録販売者の週当たり勤務時間数の総和を当該店舗内の要指導医薬品の情報の提供及び指導を行う場所（薬局等構造設備規則第二条第十一号に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所をいう。第六号において同じ。）並びに一般用医薬品の情報の提供を行う場所（薬局等構造設備規則第二条第十一号に規定する情報を提供するための設備がある場所をいう。第六号において同じ。）の数で除して得た数が、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和以上であること。

五～八　（略）

九　法第三十六条の六第一項及び第四項の規定による情報の提供及び指導並びに法第三十六条の十第一項、第三項及び第五項の規定による情報の提供その他の要指導医薬品及び一般用医薬品の販売又は授与の業務（要指導医薬品及び一般用医薬品の貯蔵に関する業務を含む。）に係る適正な管理（以下「要指導医薬品等の適正販売等」という。）を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修（特定販売を行う店舗にあつては、特定販売に関する研修を含む。）の実施その他必要な措置が講じられていること。

2　前項第九号に掲げる店舗販売業者が講じなければならない措置には、次に掲げる事項を含むものとする。

一　（略）

二　医薬品の貯蔵設備を設ける区域に立ち入ることができる者の特定

三・四　（略）

附　則

この省令は、平成三十年一月三十一日から施行する。

四　当該店舗において、要指導医薬品又は一般用医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師及び登録販売者の週当たり勤務時間数の総和を当該店舗内の要指導医薬品の情報の提供及び指導を行う場所（薬局等構造設備規則第二条第十一号に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所をいう。第六号において同じ。）並びに一般用医薬品の情報の提供を行う場所（薬局等構造設備規則第二条第十一号に規定する情報を提供するための設備がある場所をいう。第六号において同じ。）の数で除して得た数が、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和以上であること。

五～八　（略）

九　法第三十六条の六第一項及び第四項の規定による情報の提供及び指導並びに法第三十六条の十第一項、第三項及び第五項の規定による情報の提供その他の要指導医薬品及び一般用医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理（以下「要指導医薬品等の適正販売等」という。）を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修（特定販売を行う店舗にあつては、特定販売に関する研修を含む。）の実施その他必要な措置が講じられていること。

2　前項第九号に掲げる店舗販売業者が講じなければならない措置には、次に掲げる事項を含むものとする。

一　（略）

（新設）

二・三　（略）

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第５７７号

仙台市宮城野区東仙台４丁目３番15―301号
債務者　高橋　忠昌
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉山　直美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７２３号

仙台市太白区中田２丁目13番23号　フレグランス南仙台Ｂ棟101、従前の住所仙台市太白区東中田２丁目７番32―103号
債務者　中嶋　正美
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月７日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７２４号

仙台市太白区中田２丁目13番23号　フレグランス南仙台Ｂ棟101、従前の住所仙台市太白区東中田２丁目７番32―103号
債務者　中嶋のり子
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月７日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１９０号

山梨県南アルプス市在家塚2234番地６、前住所山梨県南アルプス市浅原239番地　グランドソレーユ101
債務者　笠井　貴之
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤巻　俊一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月21日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４８４号

兵庫県西宮市高須町１丁目１番11―460号
債務者　大宅　　淳
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長崎　良太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２２１号

滋賀県守山市古高町302―２―105、住民票上の住所滋賀県守山市石田町910番地の13
債務者　勝　　喜明
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月22日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８１号

愛媛県松山市南斎院町1257番地１　カーサフェリーチェ102号
債務者　西山　健太
1　決定年月日時　平成29年９月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加地　繁行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月７日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
松山地方裁判所民事部